

○大洗町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大洗町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成7年大洗町条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第8条第1項に規定する事前協議は、次に掲げる書面を提出することにより行うものとする。

- (1) 土砂等による土地の埋立て等事業事前協議書(様式第1号)
 - (2) 事業計画書(様式第2号)
 - (3) 事業区域及び隣接地の公図の写し(地積、地目及び所有者を記入したもの)
 - (4) 事業区域の位置を示す図面
 - (5) 土砂等の搬入経路図
 - (6) 現況平面図及び断面図
 - (7) 計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
 - (8) 放流先水路流域図及び断面図
 - (9) 関係法令手続報告書(様式第3号)
 - (10) その他町長が必要と認める書面
- 2 町長は、前項に規定する書面の提出があったときには、当該書面を審査し、事業計画区域の調査等を行うものとする。
- 3 町長は、事前協議が整ったときは、土砂等による土地の埋立て等事業事前協議済書(様式第4号)により事業主等に通知するものとする。

(適用除外)

第3条 条例第7条第2項第2号に規定する公的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 東日本高速道路株式会社、日本下水道事業団及び自動車安全運転センター
- (2) 公益財団法人茨城県農林振興公社及び公益財団法人茨城県教育財団
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合
- (4) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (5) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社
- (6) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社
- (7) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社

- (8) 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - (9) 国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人及び私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 3 条に規定する学校法人(所轄庁の認可を受け、学校設置のための事業を行う者に限る。)
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、国及び地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土砂等を適正に処理することに関し、地方公共団体と同等以上の能力を有する者として町長が認めた者
- 2 条例第 7 条第 2 項第 3 号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。
- (1) 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)に基づき認可された事業
 - (2) 砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)に基づき認可された事業
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき許可を受けた事業
 - (4) 土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)に基づき許可を受けた事業
 - (5) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づき許可された事業
 - (6) 茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例(平成 14 年茨城県条例第 26 号)に基づき行う事業
 - (7) 土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)に基づき認定を受けた事業
- 3 条例第 7 条第 2 項第 5 号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。
- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う事業
 - (2) 運動場、駐車場その他の施設等の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う事業で、既存路盤面の高さを超えない事業
 - (3) 居住の用に供する土地の区域内において行う庭の造成又は維持、修繕等通常管理行為のために行う事業
 - (4) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条に規定する保育所を設置(増築等を含む。)する目的で同法第 35 条第 4 項の認可を得た者又は得ると見込まれるものが行う事業
 - (5) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 24 年法律第 67 号)第 6 条の規定により改正される児童福祉法(以下「改正児童福祉法」という。)第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行うための施設を設置(増築等を含む。)する目的で改正児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の認可を得ると見込まれる者が行う事業
 - (6) 農地を改良するための客土を行う事業で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
 - ア 事業区域の面積が 3,000 平方メートル未満であること。

イ 農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて(平成3年農管第600号農地部長通知)第3第2項の規定による農地改良協議を行い同意を得ていること。

(7) 建設工事その他の工事をするため、土砂等を堆積する事業において、次に掲げる要件のいずれかに該当する事業(事業区域の土地の形質の変更を伴わない一時的な堆積に限る。以下この号において同じ。)ただし、イ又はウに掲げる土砂等を用いて行う事業については、事業区域の面積が300平方メートル以内のものに限る。

ア 採石法、砂利採取法その他の法令に基づき許可を受けた採取場において採取した土砂等

イ 自然地盤の土地から採取した土砂等(産地の証明が可能な土砂等その他採取場所を明らかにすることができる土砂に限る。)であって、アに掲げる土砂等以外のもの

ウ 事業を行おうとする者(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する建設業の許可を受けた者に限る。)が自ら行った建設工事その他の工事において発生した土砂等

(事業の許可申請)

第4条 条例第10条第1項の規則で定める申請書は、土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書(様式第5号)とする。

2 条例第10条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条第1項各号に掲げる書面

(2) 事業主等及び施工管理者の住民票の写し(事業主等が法人の場合、登記事項証明書)

(3) 施工管理者の経歴書及び第7条に規定する要件を証する書類

(4) 事業区域の土地の登記事項証明書の写し

(5) 土地所有者と事業主等の事業に関する契約書(土地所有者が自ら施行する場合を除く。)

(6) 事業主等の印鑑登録証明書(事業主等が法人の場合には、当該法人に係る印鑑登録証明書)

(7) 土砂等発生・処理フローシート(様式第6号)

(8) 事業に使用される土砂等の量の計算書

(9) 事業に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第7号)及び地質分析結果証明書(様式第8号。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下「環境計量士」という。)が発行したものに限る。以下同じ。)

(10) 水利権者の同意書(当該事業に係る同意がある場合に限る。)

(11) 工程表

- (12) 擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計画書
 - (13) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあつては、事業が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類の写し
 - (14) 誓約書(様式第9号)
 - (15) 大洗町暴力団排除条例(平成23年12月20日条例第25号)に関する誓約書(様式第10号)
 - (16) 農地の転用にあつては、農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項若しくは同法第5条第1項第6号の規定による申請書の写し
 - (17) 茨城県農地部長通知(平成3年4月1日付け農管第600号)に基づく農地改良協議にあつては、協議書の写し
 - (18) その他町長が必要と認める書面
- 3 前項第9号に規定する土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。
- (1) 土砂等の発生の場所を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
 - (2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。
 - (3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、町長が承認した場合であつては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。
 - (4) 前号の規定により作成した試料の計量は、それぞれ別表第1の物質の欄に掲げる項目ごとに同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。
- (事業の許可等の決定)

第5条 町長は、前条に規定する許可の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し許可又は不許可の決定をして、土砂等による土地の埋立て等事業決定通知書(様式第11号)により当該許可の申請をした者に通知するものとする。

(許可の基準)

第6条 条例第11条第1項第3号の規則で定める物質及び基準は、別表第1のとおりとする。

2 条例第11条第1項第5号の規則で定める基準は、別表第2に定めるとおりとする。

3 条例第11条第1項第6号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。

4 条例第 11 条第 1 項第 9 号キの規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 条例又は条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年経過しないこと。

(2) 条例又は条例に基づく処分に違反したことにより有罪とする判決の宣告を受け、その判決が確定した日から 5 年を経過しないこと。

5 条例第 11 条第 1 項第 10 号の規則で定める基準は、茨城県農地部長通知(平成 3 年 4 月 1 日付け農管第 600 号)及び茨城県農地管理課長通知(平成 3 年 4 月 1 日付け農管第 601 号)に基づく基準とする。

(施工管理者の要件)

第 7 条 条例第 11 条第 1 項第 7 号に規定する施工管理者は、1 級土木施工管理技士又は 2 級土木施工管理技士の国家資格を有する者又はそれと同等の能力を有するものとする。ただし、町長が事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止上、支障がないと認めた場合はこの限りではない。

(事業の開始届)

第 8 条 条例第 13 条の規則で定める書面は、土砂等による土地の埋立て等事業開始届(様式第 12 号)とする。

(変更の許可申請等)

第 9 条 条例第 7 条の規定により許可を受けた事業内容を変更しようとする事業主等は、土砂等による土地の埋立て等事業内容変更許可申請書(様式第 13 号)に、変更に係る書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 条例第 14 条第 1 項ただし書に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 事業を行う期間の変更(当該期間を短縮するものに限る。)

(2) 事業に用いる土砂等の数量の変更(当該土砂等の数量を減少させるものに限る。)

(3) 事業の施行に関する計画の変更(前 2 号又は次号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。)

(4) 事業の請負人の氏名又は名称及び住所(請負人の変更を伴わない場合に限る。)並びに法人であっては、その代表者の氏名(代表者の変更を伴わない場合に限る。)の変更

(変更の許可等の決定)

第 10 条 町長は、前条第 1 項に規定する変更の許可の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、許可又は不許可の決定をして、土砂等による土地の埋立て等事業内容変更決定通知書(様式第 14 号)により当該変更の許可の申請をした者に通知するものとする。

(土砂等の搬入の届出)

第 11 条 条例第 15 条第 1 項の規則で定める書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 土砂等搬入届(様式第 15 号)
 - (2) 土砂等発生元証明書(様式第 16 号)
 - (3) 検査試料採取調書(様式第 17 号)及び地質分析結果証明書(様式第 8 号)
- 2 前項第 3 号に規定する地質分析結果証明書を作成する場合には、別表第 1 の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により行わなければならない。
- 3 条例第 15 条第 2 項第 2 号に規定する当該採取場所から採取され、かつ、汚染されていないことを証明するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等の発生元を証する書面並びに別表第 1 の左欄に掲げる項目及び同表の右欄に掲げる測定方法により環境計量士が該当土砂等の土質分析を行い発行した証明書とする。

(土砂等の量の報告)

第 12 条 条例第 16 条の規定による土砂等の量の報告は、事業を開始した日から 1 月ごとに当該 1 月を経過した日から 7 日以内(事業を廃止し、中止し、又は完了した場合は、条例第 19 条第 2 項又は条例第 20 条第 1 項の規定による届出のとき。)に土砂等による土地の埋立て等事業状況報告書(様式第 18 号)により行うものとする。

(土砂等の地質検査)

第 13 条 条例第 17 条第 1 項の規定による地質検査は、別表第 1 の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により行うとともに、その試料については、次に掲げる方法により作成しなければならない。

- (1) 試料とする土砂等の採取は、町職員及び事業主等が契約した分析機関の環境計量士の立会いのもと、4 地点(それぞれの地点は、事業に供する区域の中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点から 5 メートル以上の地点で、町職員の指示した地点とする。)の土壌について行うこと。
 - (2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とするとともに、採取後に混合して 1 つの試料とすること。
- 2 前項の地質検査に要する費用は、事業主等の負担とする。

(地質検査の報告)

第 14 条 条例第 17 条第 1 項の規定による地質検査の報告は、事業を開始した日から 3 月ごとの各期間(条例第 19 条第 2 項の規定による廃止の届出又は条例第 20 条第 1 項の規定による完了の届出を行った場合にあつては、町長が別に指定する日までに)ごとに土砂等による土地の埋立て等事業地質検査報告書(様式第 19 号)を当該各期間の経過後 1 月以内に次に掲げる書面を添付して行うものとする。

- (1) 地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 地質検査の試料に係る検査試料採取調書(様式第 17 号)及び地質分析結果証明書(様式第 8 号)

(標識)

第 15 条 条例第 18 条に規定する標識は、土地の埋立て等事業実施表示板(様式第 20 号)及び危険防止表示板(様式第 21 号)とする。

2 前項の標識は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりに設置するものとする。

(1) 土地の埋立て等事業実施表示板 事業場の出入り口付近に、地表から下端 1.0 メートル以上 2.5 メートル以下の高さの範囲内、かつ、住民が十分に認識できるように設置するものとする。

(2) 危険防止表示板 事業区域の周辺に 50 メートル間隔で、地表から下端 1.0 メートル以上 2.5 メートル以下の高さの範囲内、かつ、住民が十分に認識できるように設置するものとする。

(事業廃止等の届出)

第 16 条 条例第 19 条第 2 項に規定する届出は、土砂等による土地の埋立て等事業廃止(中止)届(様式第 22 号)により行うものとする。

2 条例第 19 条第 4 項に規定する通知は、土砂等による土地の埋立て等事業廃止(中止)確認通知書(様式第 23 号)とする。

(事業完了届出)

第 17 条 条例第 20 条第 1 項に規定する届出は、土砂等による土地の埋立て等事業完了届(様式第 24 号)により行うものとする。

2 条例第 20 条第 2 項に規定する通知は、土砂等による土地の埋立て等事業完了確認通知書(様式第 25 号)とする。

(承継の届出)

第 18 条 条例第 21 条第 2 項の規則で定める書面は、土砂等による土地の埋立て等事業承継届(様式第 26 号)とする。

(措置命令)

第 19 条 条例第 23 条第 1 項の規定による停止命令は、土砂等による土地の埋立て等事業停止命令書(様式第 27 号)により、条例第 23 条第 2 項の規定による撤去命令は、土砂等による土地の埋立て等事業に係る撤去命令書(様式第 28 号)により行うものとする。

2 条例第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定による災害の発生の防止に必要な措置を命じるときは、土砂等による土地の埋立て等事業改善措置命令書(様式第 29 号。以下「改善措置命令書」という。)により行うものとする。

(許可の取消し等)

第 20 条 条例第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可の取消しは、土砂等による土地の埋立て等事業許可取消通知書(様式第 30 号)により行うものとする。

(廃止等に伴う義務違反に対する措置命令)

第 21 条 条例第 25 条の規定による災害の防止に必要な措置を命じるときは、改善措置命令書(様式第 29 号)により行うものとする。

(公表の方法)

第 22 条 条例第 26 条の規定による違反等に係る事実の公表は、町広報誌への掲載、大洗町公告式条例(平成 8 年条例第 1 号)第 2 条第 2 項に定める掲示板に掲示するものとする。

(事業内容等の報告)

第 23 条 条例第 27 条の規定による事業の施行状況その他必要な事項の報告は、土砂等による土地の埋立て等事業内容等報告書(様式第 31 号)により行うものとする。

(身分を示す証明書)

第 24 条 条例第 28 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、立入検査員証(様式第 32 号)によるものとする。

(書類の提出部数)

第 25 条 条例に基づく申請、届出及び報告に係る書面の提出部数は、正本 1 部、及び副本 1 部とする。ただし、事業区域が農地である場合にあっては、副本は 2 部とする。

(補則)

第 26 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表第 1(第 4 条, 第 6 条, 第 11 条, 第 13 条関係)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0102 (以下「規格」という。)55 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法(規格 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。)又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号。以下「昭和 49 年環境庁告示第 64 号」という。)付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	規格 65.2(規格 65.2.7 を除く)に定める方法(規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い

		試料を測定する場合にあっては、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下、かつ、事業区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和 50 年総理府令第 31 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	事業区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和 47 年総理府令第 66 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成 9 年環境庁告示第 10 号)付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつて

		は日本産業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0. 006 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 03 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0. 002 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0. 006 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0. 003 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0. 02 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0. 01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0. 01 ミリグラム以下	規格 67. 2, 67. 3 又は 67. 4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0. 8 ミリグラム以下	規格 34. 1(規格 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34. 4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 34. 1. 1c) (注(2)第 3 文を及び規格 34 の備考 1 を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつて

		は、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準 JGS0211-200* 「土懸濁液の pH 試験方法」
備考		
<p>1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>		

別表第2(第6条関係)

項目	基準
周辺対策	<p>1 事業の施行に当たっては、粉じん、騒音、振動及び土砂等の流出等の防止対策を講じ、周辺の自然環境及び生活環境を損なわないようにすること。</p> <p>2 粉じんについては、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守すること。</p> <p>3 騒音に係る規制基準については、騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び茨城県生活環境の保全等に関する条例(平成17年茨城県条例第9号)に規定する特定建設作業に準ずること。</p> <p>4 振動に係る規制基準については、振動規制法(昭和51年法律第64号)に規定する特定建設作業に準ずること。</p>
事業期間	<p>1 事業期間は、原則として6箇月以内とすること。ただし、堆積の場合にあつては、3ヶ月以内とすること。</p> <p>2 事業期間が6箇月以上となることが予測されるときは、町と事前に協議をすること。</p>
作業時間	<p>1 作業時間は、午前9時から午後5時までとすること。</p> <p>2 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月28日から1月4日までは、作業を行わないこと。</p>

交通安全対策	<p>1 土砂等の搬入経路は、当該搬入経路に係る周辺地域の住民及び道路管理者とあらかじめ協議をすること。</p> <p>2 土砂等の搬入経路が通学路である場合は、登下校時間帯の通行禁止等危険防止のために必要な措置を講じること。</p>
安全対策	<p>1 事業区域の周辺には、必要に応じてみだりに人が立ち入るのを防止することができるような柵を設けること。</p> <p>2 出入口は原則として1箇所とし、不法投棄がなされないような構造とすること。</p>
事故対策	<p>1 町民の生命及び財産に対する危害並びに迷惑を防止するため、必要な措置を講じること。</p> <p>2 地上及び地下の工作物、水域、樹木、井戸水等に損害を与え、又はその機能を阻害することのないように、必要に応じて事前に調査を行うなど、適切な防護の措置を講じるとともに、当該事業の施行に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たること。</p> <p>3 作業時間中は、事業を施行するために必要な能力を持った施工管理者を常駐させ、事故及び災害の防止に努めること。</p> <p>4 事業の施行中、事業の施行に影響を及ぼす事故、人身に損害を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、応急処置等必要な措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過並びに事故による被害の内容等について遅滞なく町長に報告すること。</p>
その他	この表に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

別表第3(第6条関係)

項目	構造上の基準
埋立て及び盛土	<p>1 土地の埋立て又は盛土の高さ(土地の埋立て又は盛土により生じたのり面の最下部(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)は、原則として10メートル以下とされていること。</p> <p>2 前面道路との段差は、0.5メートル、幅2m以上とし、必要に応じて土圧に耐える土留めをすること。ただし、土地利用上やむを得ない理由がある場合又は安全性が確認された場合は、この限りでない。</p> <p>3 転地替又は客土のための掘削は、地表から1.0メートル以内とすること。</p>
堆積	<p>1 底面積は、一山につき300平方メートル以内とすること。</p> <p>2 高さは、2.0メートル以内とすること。</p> <p>3 一山につきその周囲2.0メートルを空き地として、安全带を設けること。</p>
のり面	<p>1 事業ののり面(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。)の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上とすること。</p> <p>2 土地の埋立て又は盛土の高さが5メートル以上である場合にあっては、土地の埋立て又は盛土の高さが5メートルごとに幅1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には、雨水等によるのり面の崩壊を防止するための措置が講じられていること。</p>

	<p>3 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。</p>
排水施設	<p>1 排水施設は、その排水すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。</p> <p>2 湧水が存する土地、沢上の地形の土地その他事業区域以外の雨水等が集中しやすい地形の土地において事業を行うときは、湧水又は浸透水を有効かつ適切に排除できるように、暗きょ排水施設の設置その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>3 排水施設の構造は、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの規定に適合していること。</p> <p>4 放流先の排水処理能力に応じて必要があるときは、事業区域内において一時雨水を貯留する調整池その他の施設を設置すること。</p> <p>5 事業を行っている間、必要に応じて沈砂池その他事業に用いた土砂等の事業区域以外の区域への流出を防止する施設を設置すること。</p>
擁壁工	<p>1 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。</p> <p>2 擁壁を設置するときは、安定計算を行い、擁壁を設置する地盤の安全が確かめられていること。</p>
その他	<p>1 事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。</p> <p>2 著しく傾斜をしている土地において、事業を施行する場合にあっては、事業を施行する前の地盤と事業に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。</p> <p>3 事業の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、原則として直高30センチメートルごとに十分な敷きならし、締固めその他の措置が講じられていること。ただし、この基準と同等の基準により土えん堤を設置する場合は、この限りでない。</p> <p>4 事業区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。</p> <p>5 その他の基準は、都市計画法第33条第2項に規定する開発行為の技術基準に準ずること。</p>